

新町第3保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 大阪愛保会
所在地	大阪市西区新町4丁目2番12号
電話番号	06-6541-0300
代表者氏名	理事長 山川 正道

2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	新町第3保育園
施設の所在地	大阪市西区新町4丁目5番14号（西区役所2階）
連絡先	電話番号 06-4393-8771 FAX 06-4393-8775
管理者	園長 亀岡一子
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童（2歳児終了迄）
認可定員	0歳児 6人 1歳児 6人 2歳児 6人
利用定員	1歳以上3歳未満の児童 12人 1歳未満の児童 6人
開設年月日	30年 4月 1日
事業所番号	2710052002799
ホームページ	http://shinmachi-hoikuen.com

3 施設の目的・運営方針

新町第3保育園（以下当園という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児（以下園児という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

園舎	構造	西区区役所庁舎内 2階の一部
	延べ面積	90.65 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	(0歳児)
乳児室	1室	(1才児)
保育室	1室	(2歳児)
事務室	1室	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) その他

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲）4月1日現在

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務を司り、所属職員を監督	1	1		
副主任 保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育を司る	1	1		
保育士	乳児の保育	5	4	1	
保育補助	時間外保育の補助			2	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（8：45～17:30）
副主任保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19:00）
保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19:00）

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時まで又は16時00分から18時30分と18時30分～19時00分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、短時間認定の場合その認定時間以外の保育は、延長保育対応となり別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

連携保育園での自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時10分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時10分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時10分頃	11時頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

連携保育園の給食室に栄養士を配置している。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

西区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が2歳児を終了したとき（新町第2保育園へ転園可）
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

- (1) 内科、小児科

医療機関の名称	にししいけクリニック
医院長名又は医師名	西池一彦
所在地	大阪市大正区三軒家6-8-14
電話番号	06-6551-1000

- (2) 歯科

医療機関の名称	池上デンタルクリニック
医院長名又は医師名	池上慎一郎
所在地	大阪市西区北堀江1-3-24
電話番号	06-6648-8522

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有 ・スプリンクラー 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者	亀岡一子
	・ご利用時間	9:00～ 17:30
	・電話番号	06-4393-8771
	F A X	06-4393-8775
	担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	近藤 遼	電話番号 06-6761-1171
		私立保育園連盟会長

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

19 利用者に対するの保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	傷害保険
保険の内容	事故、けが等
保険金額	9,000 円

20 園児の利用状況（4月1日現在）

	平成 30 年度	平成 31 年度	
0 歳児	6 人	6 人	人
1 歳児	6 人	6 人	人
2 歳児	6 人	6 人	人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	受審予定(平成 32 年度)	
自己評価の実施状況	毎年度実施予定	

22 子ども・子育て支援法第 39 条第 3 項、第 5 項の規定により公表・公示された旨

1 なし（有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
教材費	写真代、アルバム代、行事プレゼント代、他、消耗品等	月額 500 円

入園及び進級時の参考費用

0 歳	遊び着、カラー帽子、その他	4080 円
1 才	遊び着、カラー帽子、その他	4080 円
2 才	遊び着、カラー帽子、クレパス、その他	4850 円

- ・スタッキングベッド利用料 100 円 / 1 月
 - ・タオルケットリース代(0.1.2.歳児の希望者) 800 円 / 1 月
 - ・スポーツ振興協会掛け金 315 円 / 1 年
- 上記の他、

時間外保育に係る利用者負担

- ▼ 標準認定 延長保育登録者 18:30～19:00 3,000 円 / 1 月
- ▼ 標準認定 延長保育未登録者 18:30～19:00 1,000 円 / 1 回
- ▼ 短時間認定 時間外延長 7:30～ 8:00 500 円 / 1 回
16:00 以降過ぎた場合 500 円 / 1 回

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。